

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	千葉市 ひとり親家庭等の医療費助成に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉市は、ひとり親家庭等の医療費助成関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

千葉市長

## 公表日

令和3年10月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等の医療費助成
②事務の概要	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和55年条例第12号)に基づき、母子又は父子の家庭及びこれらに準ずる家庭に対し、医療費の一部を助成し、これをもってこれらの家庭の福祉の増進に資することを目的としている。 当該事務において特定個人情報を取り扱うものは以下のとおり。 ①受給資格の認定申請の受付、審査、決定に関する事務 ②資格認定要件に必要な所得情報等の照会に関する事務 ③受給資格者情報の管理に関する事務 ④助成費の支払いに関する事務 ⑤その他諸届の処理に関する事務
③システムの名称	福祉システム、中間サーバ、業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉システム(母子医療)データファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 千葉県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条 別表の4
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 千葉県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条 別表の4
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来局こども未来部こども家庭支援課
②所属長の役職名	こども家庭支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5716
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所1階 こども未来局 こども未来部 こども家庭支援課 043-245-5179

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月4日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月4日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務③システムの名称	福祉システム、業務共通システム、中間サーバ、番号管理連携システム	福祉システム、中間サーバ、業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)	事後	誤記の修正
平成31年4月4日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	システム用ファイル	福祉システム(母子医療)データファイル	事後	
平成31年4月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	こども家庭支援課長 大町 克己	こども家庭支援課長	事後	
平成31年4月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年7月31日 時点	平成31年1月4日 時点	事後	
平成31年4月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	平成31年1月4日 時点	事後	
平成31年4月4日	IV リスク対策		新規	事後	
令和3年10月26日	表紙 評価書名	千葉県 母子及び父子家庭等の医療費助成に関する事務	千葉県ひとり親家庭等の医療費助成に関する事務	事後	
令和3年10月26日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	母子及び父子家庭等の医療費助成関係事務	ひとり親家庭等の医療費助成関係事務	事後	
令和3年10月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務①事務の名称	母子及び父子家庭等の医療費助成	ひとり親家庭等の医療費助成	事後	
令和3年10月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務②事務の概要	母子及び父子家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和55年条例第12号)	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和55年条例第12号)	事後	
令和3年10月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	